官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書の改正に関する件（外務五八）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　三五
裁判所
破産、免責、再生関係　三九
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　四一
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四四
会社その他
会社決算公告

告示

○外務省告示第五十八号

昭和五十八年六月十四日にブラッセルで作成され、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）」によって改正された「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」の附属書の一部は、その第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条4(b)の規定に従い、平成二十九年一月一日に効力を生じた。

（平成二十七年一月二十一日付け関税協力理事会事務総局長書簡）

平成二十九年二月二十日

外務大臣　岸田　文雄

附属書第〇三〇一・九三号中「キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス」を削り、「及び」を「、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属」に、「又はキルリヌス属」を「、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属」に改める。

附属書第〇三・〇二項及び第〇三・〇三項を次のように改める。

〇三・〇一	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）
〇三〇二・一一	さけ科のもの（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
〇三〇二・一三	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）
〇三〇二・一四	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）
〇三〇二・一九	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）
	その他のもの
〇三〇二・二一	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
〇三〇二・二二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）
〇三〇二・二三	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）
〇三〇二・二四	ソール（ソレア属のもの）
〇三〇二・二九	ターボット（プセタ・マクシマ）
	その他のもの
〇三〇二・三一	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
〇三〇二・三二	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）
〇三〇二・三三	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）
〇三〇二・三四	かつお
〇三〇二・三五	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）